

社会資本総合整備計画 防災・安全交付金

令和04年02月02日

計画の名称	長野県地域住宅等整備計画（第3期）（くらしの防災・安全）												
計画の期間	令和03年度～令和07年度（5年間）										重点配分対象の該当		
交付対象	長野県,長野市,上田市,飯田市,諏訪市,小諸市,伊那市,中野市,飯山市,安曇野市,軽井沢町,立科町,山ノ内町,朝日村												
計画の目標	災害に強く快適で検討な住まいづくりを実現する ○暮らしを守る安全・安心な住まいづくり												
全体事業費（百万円）	合計（A+B+C+D）	15,826	A	15,463	B	0	C	363	D	0	効果促進事業費の割合C / (A+B+C+D)	2.29	%

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値	中間目標値	最終目標値
1	公営住宅の耐震化率の向上 耐震性のある公営住宅の割合を算出する。 （公営住宅の耐震化率）＝（耐震性が確保された公営住宅数）／（全公営住宅数）	R3当初		R7未
		95%	%	98%

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-
全体事業費に占める効果促進事業の事業費の割合については、提案事業を含む場合2.5%となる												

A 基幹事業

基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
												R03	R04	R05	R06	R07			
一体的に実施することにより期待される効果																			
備考																			
地域住宅計画に基づく事業	A15-001	住宅	一般	長野県	直接	長野県	-	-	公営住宅等整備事業	建替え(アルプス団地、常盤上一団地、大萱団地)、除却	長野県						3,716	1.00~1.22	策定済
	A15-002	住宅	一般	長野県	直接	長野県	-	-	公営住宅等ストック総合改善事業	個別改善	長野県						3,527		策定済
	A15-003	住宅	一般	長野市	直接	長野市	-	-	公営住宅等整備事業	建替え(上松東団地、犀南団地)	長野市						3,774		策定済
	A15-004	住宅	一般	長野市	直接	長野市	-	-	公営住宅等ストック総合改善事業	個別改善	長野市						281		策定済
	A15-005	住宅	一般	上田市	直接	上田市	-	-	公営住宅等整備事業	建替え(緑が丘団地)	上田市						891		策定済
	A15-006	住宅	一般	飯田市	直接	飯田市	-	-	公営住宅等整備事業	建替え(大堤団地)	飯田市						89		策定済
	A15-007	住宅	一般	飯田市	直接	飯田市	-	-	公営住宅等ストック総合改善事業	個別改善	飯田市						234		策定済

A 基幹事業

基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況	
												R03	R04	R05	R06	R07				
一体的に実施することにより期待される効果																				
備考																				
地域住宅計画に基づく事業	A15-008	住宅	一般	諏訪市	直接	諏訪市	-	-	公営住宅等整備事業	建替え(二本松団地)	諏訪市						197		策定済	
	A15-009	住宅	一般	小諸市	直接	小諸市	-	-	公営住宅等ストック総合 改善事業	個別改善	小諸市						58		策定済	
	A15-010	住宅	一般	伊那市	直接	伊那市	-	-	公営住宅等整備事業	建替え(若宮団地)	伊那市						1,675	1.09	策定済	
	A15-011	住宅	一般	中野市	直接	中野市	-	-	公営住宅等整備事業	建替え(東山第1団地)	中野市						525		策定済	
	A15-012	住宅	一般	飯山市	直接	飯山市	-	-	公営住宅等整備事業	建替え(金山団地)	飯山市						121	1.35	策定済	
	A15-013	住宅	一般	安曇野市	直接	安曇野市	-	-	公営住宅等ストック総合 改善事業	個別改善	安曇野市						155		策定済	
	A15-014	住宅	一般	軽井沢町	直接	軽井沢町	-	-	公営住宅等ストック総合 改善事業	個別改善	軽井沢町						87		策定済	

A 基幹事業

基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況	
												R03	R04	R05	R06	R07				
一体的に実施することにより期待される効果																				
備考																				
地域住宅計画に基づく事業	A15-015	住宅	一般	立科町	直接	立科町	-	-	公営住宅等ストック総合改善事業	個別改善	立科町						11		策定済	
	A15-016	住宅	一般	山ノ内町	直接	山ノ内町	-	-	公営住宅等ストック総合改善事業	個別改善	山ノ内町						23		策定済	
	A15-017	住宅	一般	長野県	直接	長野県	-	-	地域住宅政策推進事業	克雪住宅普及促進事業	長野県						35		-	
	A15-018	住宅	一般	中野市	直接	中野市	-	-	公営住宅等ストック総合改善事業	個別改善	中野市						5		策定済	
	A15-019	住宅	一般	安曇野市	直接	安曇野市	-	-	公営住宅等整備事業	除却	安曇野市						57		策定済	
	A15-020	住宅	一般	朝日村	直接	朝日村	-	-	公営住宅等ストック総合改善事業	個別改善	朝日村						2		策定済	
										小計						15,463				



C 効果促進事業

基幹事業（大）	番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況	
												R03	R04	R05	R06	R07				
		一体的に実施することにより期待される効果																		
		備考																		
地域住宅計画に基づく事業	C15-001	住宅	一般	長野県	直接	長野県	-	-	公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業	除却、駐車場整備、移転補償、雑排水処理槽除却	長野県						25	-		
		公営住宅の整備に合わせて駐車場を整備することにより利便性の向上を図る。整備事業及び改善事業実施済み団地への移転を促進するとともに老朽化した住宅及び設備の除却を図り整備効果を高める。																		
		C15-002	住宅	一般	上田市	直接	上田市	-	-	公営住宅等整備事業	除却	上田市						153	-	
		安全性及び利便性の高さにより選定した非現地建替え候補地にある既存建築物を除却することにより事業の推進を図る。																		
	C15-003	住宅	一般	伊那市	直接	伊那市	-	-	公営住宅等整備事業	駐車場整備、移転補償費	伊那市						60	-		
	入居者の利便性向上が期待される。移転費を補償することにより入居者の負担軽減を図り事業の推進が期待される。																			
	C15-004	住宅	一般	安曇野市	直接	安曇野市	-	-	公営住宅等整備事業	除却	安曇野市						125	-		
	県との共同事業により移転完了した旧団地等を除却することにより、事業の一体性が期待される。																			
											小計						363			
											合計						363			

交付金の執行状況

(単位：百万円)

	R03				
配分額 (a)	1,085,497				
計画別流用増 減額 (b)	0				
交付額 (c=a+b)	1,085,497				
前年度からの繰越額 (d)	95,405				
支払済額 (e)	1,014,113				
翌年度繰越額 (f)	166,789				
うち未契約繰越額 (g)	12,523				
不用額 (h = c+d-e-f)	0				
未契約繰越率+不用率 (i = (g+h)/(c+d))%	1.06				
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場合その理由					

# 地域住宅計画 長野県全域(第4期)

ながのけん ながのし まつもとし うえだし おかやし いいだし すわし こもろし いなし こまがねし  
長野県、長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、小諸市、伊那市、駒ヶ根  
なかのし おおまちし いいやまし ちのし しおじりし さくし ちくまし とうみし あづみのし  
市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、  
かわかみむら みなみまきむら かるいざわまち みよたまち たてしなまち おおくわむら きそまち あさひむら ちくほくむら まつ  
川上村、南牧村、軽井沢町、御代田町、立科町、大桑村、木曾町、朝日村、筑北村、松  
かわむら たかやまむら やま うちまち しなのまち いづなまち みなみあいきむら あおきむら たつのまち いいじまち いけだま  
川村、高山村、山ノ内町、信濃町、飯綱町、南相木村、青木村、辰野町、飯島町、池田  
ち さかきまち  
町、坂城町

令和4年3月

# 地域住宅計画

計画の名称	長野県全域（第4期）		
都道府県名	長野県	作成主体名	長野県、長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、川上村、南牧村、軽井沢町、御代田町、立科町、大桑村、木曾町、朝日村、筑北村、松川村、高山村、山ノ内町、信濃町、飯綱町、南相木村、青木村、辰野町、飯島町、池田町、坂城町
計画期間	令和 3 年度	～	7 年度

## 1. 地域の住宅政策の経緯及び現況

長野県は、本州のほぼ中央部に位置しており、東西約120キロメートル、南北約210キロメートルにおよび、面積は約1万3,600平方キロメートルで、全国第4位の広さを有しています。

本県の総住宅数は約100万8千戸（平成30年住宅・土地統計調査）で、総世帯数約83万3千世帯[人口約203万人]（毎月人口異動調査）を上回っていることから、住宅ストックには「量的な充足」より性能や安全性を重視した「質の向上」が求められており、高齢者や障がい者等を含む誰もが安心して居住できる住環境の整備が必要な状況となっています。

県内の公営住宅においては、令和2年4月1日現在の管理戸数3万2,226戸の内、昭和40年代以前に建設された住宅が1万4,160戸あり、計画的な建替えと長寿命化の促進が必要となっています。

また、高齢化率は県内平均32.3%と高く、特に郡部においては前回策定時の倍となる26町村で40%を超えており、少子高齢化に対応した住宅施策が求められています。

## 2. 課題

- 進展する少子高齢化社会に応じた居住環境の整備
- 既存住宅の省エネルギー化の一層の促進
- 耐震化の一層の促進と安全・安心な住まいづくり
- 公営住宅の計画的な建替えや改修等による長寿命化
- 既存住宅の有効活用と状況に応じた除却・建替え
- 地域に根ざした良質な住まいづくりとその担い手の確保・育成や技能・技術の継承

### 3. 計画の目標

～信州の住みよい暮らしを次代につなぐ～  
**安心ですこやか、多様な暮らしを支える住まいをめざして**

**○地域の資源を活かした環境にやさしい住まいづくり**

地域の豊富な森林資源を活用した地消地産の住まいづくりを進めるとともに、地球温暖化の原因となる二酸化炭素排出量の削減のため、住宅の省エネルギー化や自然エネルギーの導入等を進め、環境と共生する住まいづくりに取り組んでいきます。

**○災害に強く快適で健康な住まいづくり**

いつ起こるか分からない地震や土砂災害等に備え、県民の生命・財産と暮らしを守る住まいづくりを進めます。また、全国に誇る長野県の健康長寿にふさわしく、一人ひとりがすこやかに暮らせる快適で健康な住まいづくりに取り組んでいきます。

**○誰もが安心して暮らせる住まいの提供**

住宅の確保に特に配慮を要する方（住宅確保要配慮者）が、それぞれの特性に応じて適切な住宅を確保できるよう、公営住宅等の公的賃貸住宅の供給や民間賃貸住宅への入居支援による住宅セーフティネットの充実に取り組んでいきます。

**○地域の特性に応じた活力あるまち・むらづくり**

少子高齢化・人口減少社会にふさわしく、多様な居住ニーズに応える魅力的な地域づくりに取り組んでいきます。また、住生活にゆとりと豊かさをもたらす長野県の美しい景観を次代に引き継ぐための取り組みを推進するとともに、交流が広がりコミュニティを育む個性豊かなまち・むらづくりに取り組んでいきます。

**○地域の住まいを支える住生活産業の成長・発展**

後継者不足に加え、少子化の影響で担い手不足が深刻化する中で、地域の住まいづくりの担い手を確保・育成し、良質で安全な住宅の供給を持続する環境づくりに取り組んでいきます。また、居住者や住宅所有者の利便性の向上と地域経済の活性化のため、住生活に関連する新たなビジネスの拡大に取り組んでいきます。

### 4. 目標を定量化する指標等

指 標	単 位	定 義	従前値	目標値	
			基準年度	目標年度	
公営住宅のバリアフリー化率	%	公営住宅における一定のバリアフリー化された住宅の割合	26.7%	R2	30% R7
公営住宅の耐震化率	%	耐震化された公営住宅の割合	95.8%	R2	98% R7
県産木材使用量	%	新設住宅(木造在来工法)の推定木材使用量に対する県産木材建築用材製品出荷量の割合	24.4%	H30	50% R7
省エネルギーに配慮された住宅ストックの割合	%	すべての窓が二重サッシまたは複層ガラスになっている住宅ストックの割合(住宅・土地統計調査)	25.9%	H30	35% R7
最低居住面積水準未達の世帯率	%	住宅総数に対する最低居住面積水準未達世帯の割合(住宅・土地統計調査)	2.8%	H30	(早期に解消) R7
新設住宅(持ち家)における木造在来工法の割合	%	新設住宅(持ち家)総数に対する木造在来工法の割合	76.6%	H31	75%を維持 R7

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

## 5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

### (1) 基幹事業の概要

#### <事業の概要>

- ・住宅に係る要支援者は多様化していることから、地域の実情に応じた適切なセーフティネットを構築するため、公営住宅等整備事業により公営住宅を整備し、真に住宅に困窮している住民の居住安定を図ります。
- ・既存の公営住宅等のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、清潔で快適安全な生活環境の向上を図るため、公営住宅等ストック総合改善事業及び改良住宅ストック総合改善事業を実施します。
- ・少子高齢化に対応するため、地域優良賃貸住宅の整備を行い、若者・子育て世帯や高齢者世帯、障がい者世帯等に対する賃貸住宅の供給を促進します。
- ・老朽化の著しい住宅が存在する地区において、居住環境の整備改善を図るため、空き家住宅又は空き建築物の活用及び不良住宅、空き住宅又は空き建築物の除却を行います。
- ・歴史的社会的理由により生活環境の安定向上が阻害されている地域の住環境の改善を図るため、市町村が実施した住宅新築資金等貸付事業について、住宅新築資金等貸付助成事業により、市町村の財政負担の軽減や貸付金の償還推進等を図ります。
- ・平成18年度以降に管理開始された公営住宅等の家賃低廉化を図ることにより、住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で公営住宅等を供給します。

#### <地域優良賃貸住宅の整備を推進する区域>

- ・伊那市、飯綱町

#### <空き家住宅又は空き建築物の活用及び不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却等を推進する区域>

- ・長野市、上田市、岡谷市、諏訪市、飯山市、佐久市、千曲市、朝日村、筑北村、塩尻市、飯島町

## (2) 提案事業の概要

- ・ 信州健康エコ住宅普及促進事業、信州健康ゼロエネ住宅普及促進事業（県）  
住宅分野における2050ゼロカーボンを実現するため、高い断熱性能を有し、信州の恵まれた自然環境を活かした「信州らしい住まいづくり」を地域の工務店と協働して推進します。
- ・ 空き家適正管理促進事業（県）  
増加する空き家の適正管理と円滑な流通を促進するため、専門家を派遣し、市町村への技術的な支援を行うとともに、既存住宅現況検査（インスペクション）費用等への補助を行います。
- ・ 信州木のある暮らし推進事業（県）  
“信州の木”のある暮らしの魅力を発信するため、優良な木造建築物の表彰、木造建築の担い手確保に向けた啓発及び二地域居住者向けコンパクト住宅の普及を促進します。
- ・ 信州の多様な住まい方推進事業（県）  
豊かな自然や美しい景観、地域の歴史や文化に根差した信州らしい多様な住まい方としてとりまとめた「しあわせ信州住まい方ビジョン2030」を広く発信するとともにその普及を推進し、豊かでしあわせな住まい方の実現を図ります。
- ・ 克雪住宅普及促進事業（県）  
災害から生活を守る安全な住まいづくりを進めるため、市町村が行う住宅の克雪化への支援に対し、県がその費用の一部を補助することにより、雪下ろし作業を不用とする克雪住宅の整備及び転落事故の防止を図ります。
- ・ 住生活基本計画又は住宅マスタープラン策定に係る事業（県、長野市）  
住生活基本計画又は住宅マスタープラン改訂のため、調査などを行います。
- ・ ふるさと古民家再生支援事業（県）  
地域の気候風土とともに恵まれてきた古民家の安全・安心な活用と、伝統的木造建築技術の維持・継承及び古民家の活用を通じた地域活性化を図ります。
- ・ 県産木材住宅普及促進事業（塩尻市）  
持続可能な地域の創造に向けて、地域資源である長野県産木材の利活用及び子育て世代の移住定住を促進するため、市内において長野県産木材を活用した住宅を新築する際、並びに耐震改修に併せて長野県産木材を活用したリフォームをする際に、費用の一部を補助します。

(3) その他（関連事業など）

- ・ 地域住宅をとりまく課題への対処の1つとして、本県の民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者の受入円滑化を図る事業等の支援及び強化に取り組めます。

6. 目標を達成するために必要な事業等に要する経費等

K	事業	事業主体	地 区				戸数	交付期間内 事業費	うち防災安 全交付金
K	公営住宅等整備事業	長野県	常盤地区、豊科田沢地区、西箕輪地区				216戸	13,002	11,045
		長野市	上松地区、篠ノ井地区				271戸		
		上田市	緑が丘地区				50戸		
		飯田市	座光寺地区、羽場地区				25戸		
		諏訪市	立石地区				12戸		
		伊那市	若宮地区				60戸		
		中野市	小田中地区				46戸		
		大町市	中心市街地地区(仮)				50戸		
		飯山市	金山地区、飯山地区				22戸		
		松本市	笹賀地区ほか				90戸		
		飯島町	飯島地区				10戸		
			計				852戸		
	事業	事業主体	類型別戸数				戸数	交付期間内 事業費	うち防災安 全交付金
			居住性向上	福祉対応	安全性確保	長寿命化			
K	公営住宅等ストック総合改善事業	長野県	4,274	2,821	6,321	7,281	9,064戸	17,532	4,383
		長野市	366	116	417	138	671戸		
		松本市	912		139	1051	1,051戸		
		上田市	430			430	430戸		
		岡谷市	295	291		82	377戸		
		飯田市			141	40	141戸		
		小諸市			52	52	52戸		
		伊那市	46	46	46		46戸		
		駒ヶ根市	48			16	64戸		
		大町市	105		105		105戸		
		飯山市							
		茅野市				97	97戸		
		塩尻市	12			96	96戸		
		佐久市	34	34		32	66戸		
		東御市	36			76	112戸		
		安曇野市	58		68	126	126戸		
		川上村				41	41戸		

南牧村					
軽井沢町			41	80	80戸
御代田町	46			46	46戸
立科町			8	8	8戸
大桑村				35	35戸
木曾町				43	43戸
松川村				18	18戸
高山村					
山ノ内町	19	19	19	19	19戸
信濃町				12	12戸
千曲市				12	12戸
南相木村	2			2	2戸
青木村					
辰野町					
朝日村	2			2	2戸
池田町					
坂城町	21			21	21戸
	6,706戸	3,327戸	7,357戸	9,833戸	12,837戸

事業	事業主体	戸数	交付期間内 事業費	うち防災安全 交付金
地域優良賃貸住宅整備事業	伊那市、飯綱町他	24	756	0
事業	事業主体	規模等	交付期間内 事業費	うち防災安全 交付金
住宅地区改良事業等 <small>住宅新築資金等貸付助成事業、改良住宅ストック総合改善事業</small> 空き家再生等推進事業	長野県 上田市、岡谷市、諏訪市、小諸市他		34 144	0 0
事業	事業主体	戸数	交付期間内 事業費	うち防災安全 交付金
公的賃貸住宅家賃低廉化事業	諏訪市	57	294	0
合計			31,762	15,428

**効果促進事業・提案事業**

事業	細項目	事業主体	規模等	交付期間内 事業費	うち防災安全 交付金
地域住宅政策推進事業		長野県、長野市、塩尻市		1,643	35

効果促進事業	公営住宅等整備事業	長野県及び5市町村		490	127
	公営住宅等ストック総合改善事業	長野県及び11市町村		1,432	0
	地域優良賃貸住宅整備事業	伊那市、飯綱町		27	0
合計				3,592	162

※交付期間内事業費は概算事業費

## 7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。

## 8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となります。（ただし、一定の要件を満たす必要があります。）

## 9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。